

「田舎だから買い手はいない」と諦めていませんか？

最近は、「田舎暮らしがしたい」「農地付きの家に住みたい」「自然に近い暮らしをしたい」など、都会から田舎へ移住を希望する方も増え、津久見市の「空き家情報バンク」への問い合わせも多くなっております。

昨年末(12月成約)の成約事例(一例)

- ・市中心部から16kmほどの半島部に位置する地域の物件
 - ・築36年の一軒家
 - ・市外の方と売買契約が成立
- 



空き家バンクに登録するメリット

空き家の所有者 家財処分等に要する経費に対し、最大10万円を助成

空き家の購入者 購入費用等の2／3 最大100万円を助成
 ※市外の方で購入後市内に定住・
 65歳未満等の要件あり **家財処分に最大10万円を助成**

空き家の購入者 購入費用の40% 最大30万円分の商品券を交付
 ※市内在住者・その他要件あり **★新婚・子育て世帯は最大で50万円分に増額！**

どんな物件が成約しやすい？

成約しやすい ←————→ 成約しにくい

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・家の中がきれいに片付いている・多少古くてもすぐに生活ができる・多少古くても大きな補修を必要としない・登録申請者と所有者が同一で、すぐにも所有権移転ができる・土地の境界が確定している | <ul style="list-style-type: none">・家財・日用品等が散在している・水回りなどの修理をしないと生活できない・雨漏りやシロアリ被害など大きな補修が必要・相続登記が終わっていない・抵当権が設定されている・土地の境界が確定していない |
|---|---|

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・家の中がきれいに片付いている・多少古くてもすぐに生活ができる・多少古くても大きな補修を必要としない・登録申請者と所有者が同一で、すぐにも所有権移転ができる・土地の境界が確定している | <ul style="list-style-type: none">・家財・日用品等が散在している・水回りなどの修理をしないと生活できない・雨漏りやシロアリ被害など大きな補修が必要・相続登記が終わっていない・抵当権が設定されている・土地の境界が確定していない |
|---|---|

空き家バンクに関連する補助金は？

◆空き家バンクに登録される方向け
【津久見市空き家バンク登録支援事業補助金】 空き家の家財処分等 最大10万円

◆市外から転入される方向け(併用不可)
【津久見市空き家利活用事業補助金】 空き家バンク登録物件購入補助等 最大110万円
【新築奨励・市内消費喚起事業(商品券)】 新築・空き家物件購入等 最大50万円分の商品券

◆市内の方で新築した方・空き家情報バンク登録物件を購入した方向け
【新築奨励・市内消費喚起事業(商品券)】 新築・空き家物件購入等 最大50万円分の商品券

空き家を持っている人、移住・定住を考えている人

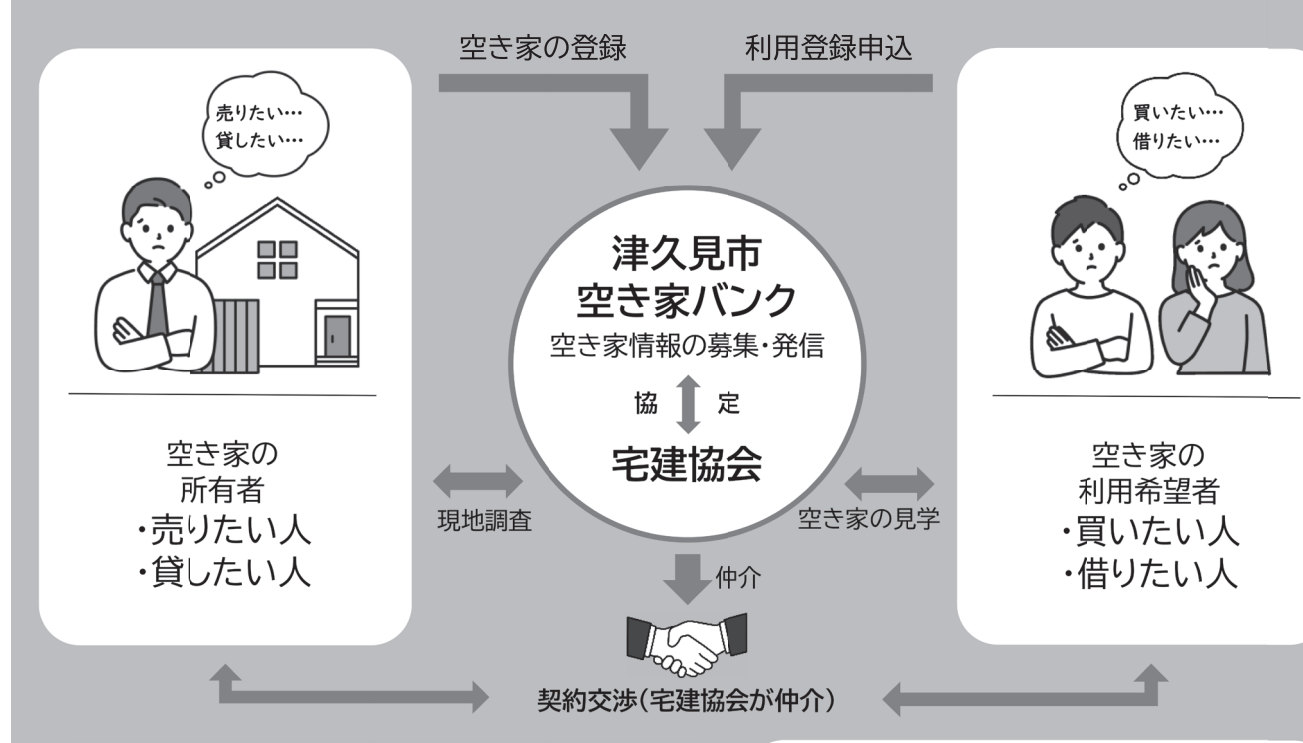
空き家バンクに登録しませんか

空き家の有効活用とUIJ ターン希望者などの移住や市内定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に空き家バンク制度を推進しています

問い合わせ先 まちづくり課 ☎82-9515 / 商工観光・定住推進課 ☎82-2655



空き家バンクは、市内の空き家情報と津久見市への移住・定住を希望する人の情報を登録し、情報提供や紹介を行う制度です。家は、人が住まなくなると急速に老朽化が進みます。ぜひご検討ください。
登録用紙は、市ホームページからダウンロードできます。



登録の方法

1. まずは市役所へご相談ください。
登録申込書と添付書類を市まちづくり課へ提出します。
2. 事前確認
後日、物件所有者立会いのもと、市の担当者が確認をいたします。
3. 登録申請書類の審査
登録申請書類を審査します。
4. 登録
現地調査の結果、空き家バンクへの登録に適している物件は、登録となり物件情報を市公式HPに掲載します。

注意事項

- 物件の登録期間は、2年間となっています。
- 市は、空き家バンク登録物件の紹介まではできますが、実際の売買には立ち入れません。
- 登録する際は、不動産売買のプロである大分県宅地建物取引業協会臼津支部の会員の皆さんに仲介業者として入っていただきます。
- 売買の際は、仲介手数料等が発生しますのでご了承ください。